8　報告及び検査
公正取引委員会等による報告の徴収等の対象を追加することとした。（第一二条関係）
9　委託事業者等に関する情報の提供等
㈠　公正取引委員会等は、委託事業者等に関する情報を相互に提供することができるものとすることとした。（第一三条第一項関係）
㈡　公正取引委員会は、関係行政機関の長に対し、委託事業者等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとすることとした。（第一三条第二項関係）
10　罰則
3の㈠及び㈡の規定に違反した場合の罰則を定めるものとすることとした。（第一四条関係）
11　その他
その他所要の規定を整備することとした。

二　下請中小企業振興法の一部改正関係
1　題名
題名を「受託中小企業振興法」に改めることとした。（題名関係）
2　定義等
㈠　「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に改めることとした。（第一条及び第二四条関係）
㈡　この法律において「製造委託等」とは、製造の目的物等の製造及び運送等を委託することをいうものとすることとした。（第二条第一項関係）
㈢　「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあっても常時使用する従業員の数の大小による基準を追加することとした。（第二条第四項及び第五項関係）
㈣　この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいうものとすることとした。（第二条第六項関係）
3　指導等
主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとすることとした。（第四条関係）
4　振興事業計画
振興事業計画の承認対象を委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。以下「関係中小受託事業者」という。）又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体とすることとした。（第五条第一項関係）
5　国の責務等
㈠　国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとすることとした。（第二三条第一項関係）
㈡　地方公共団体は、㈠の国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとすることとした。（第二三条第二項関係）
㈢　国、地方公共団体、受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとすることとした。（第二三条第三項関係）
6　その他
その他所要の規定を整備することとした。

三　附則関係
1　この法律の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第六条関係）
2　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一三条関係）

四　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

――――――――――

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（法律第四二号）（内閣官房）

1　総則
㈠　目的
この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めることにより、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
㈡　定義
(1)　この法律において「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法に規定するサイバーセキュリティをいうものとすることとした。（第二条第一項関係）
(2)　この法律において「重要電子計算機」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する電子計算機（当該電子計算機に組み込まれたプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を含む。）をいうものとすることとした。（第二条第二項関係）
イ　次に掲げる者が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、当該者における重要情報（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律に規定する装備品等秘密又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に規定する重要経済安保情報である情報をいう。）の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務の実施に重大な支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（ロに該当するものを除く。）
(イ)　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法に規定する機関、国家行政組織法に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
(ロ)　地方公共団体
(ハ)　独立行政法人（独立行政法人通則法に規定する独立行政法人をいう。）
(ニ)　地方独立行政法人（地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人をいう。）
(ホ)　法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
ロ　特定社会基盤事業者（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に規定する特定社会基盤事業者をいう。）が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、同法に規定する特定重要設備の機能が停止し、又は低下するおそれがあるものとして政令で定めるもの（当該特定重要設備の一部を構成するものを含む。）
ハ　重要情報を保有する事業者（イの(ハ)から(ホ)までに該当する法人を除く。）が使用する電子計算機のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合において、当該事業者における重要情報の管理に関する業務の実施に重大な支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（ロに掲げるものを除く。）